



壬生町公告第18号

令和7年4月4日付け壬生町公告第17号により公告した壬生農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更の案を、当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、同法第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により、壬生町内に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに壬生町に意見書を提出することができる。

また、同法第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定により、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更の案に対して異議のあるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に壬生町にこれを申し出ることができる。

令和7年4月9日

壬生町長 小 菅 一 弥



1 縦覧期間

自 令和7年4月9日

至 令和7年5月9日

2 縦覧場所

壬生町役場 農政課 壬生町大字壬生甲3841番地1

3 その他

(1) 意見書の提出方法等

ア 書面をもって、壬生町農政課へ提出すること。

イ 氏名、住所、提出日を記入し、意見の内容を簡潔に記載すること。

ウ 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ処理結果を公告すること。

(2) 異議の申出方法等

ア 書面をもって、壬生町農政課へ提出すること。

イ 氏名、住所、提出日を記入し、意見の内容を簡潔に記載すること。